

三重県文化振興条例(仮称) 中間案 概要

三重県文化振興条例(仮称) 構成案

前文

第1章 総則

第2章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興

第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

第3節 文化を育み、継承する人材の育成

第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信

第3章 三重県文化審議会

前文

以下の内容を盛り込む

- 文化のもつ力とその力への期待
- 三重の文化の特色とその意義
- 条例制定の背景
- 目指すべき姿の実現

第1章 総則(続き)

市町等との連携 (第8条)	市町との相互連携及び文化団体等、教育機関、事業者その他関係者との連携について規定
------------------	--

基本計画等 (第9～11条)	基本計画の策定等(第9条)、財政上の措置(第10条)、推進体制の整備(第11条)について規定
-------------------	--

第2章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> • 芸術の振興(第12条) • 芸能の振興(第13条) • 生活文化の振興及び国民娯楽の普及(第14条)
--------------	--

第2節 文化にふれ親しみ、 創造する環境づく り	<ul style="list-style-type: none"> • 県民の文化に関する関心及び理解の醸成(第15条) • 県民の鑑賞等の機会の充実(第16条) • 文化施設の充実(第17条) • 高齢者、障がい者等の文化活動の充実(第18条) • 子どもたちの文化活動の充実(第19条) • 文化活動への支援(第20条)
-----------------------------------	---

第3節 文化を育み、継承す る人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 文化の担い手の育成及び確保(第21条) • 顕彰(第22条)
----------------------------	---

第4節 三重の歴史的資産等 の保存、活用及び 継承	<ul style="list-style-type: none"> • 文化財等の保存、活用及び継承(第23条) • 伝統芸能及び民俗芸能等の継承及び発展(第24条)
------------------------------------	--

第5節 文化を生かした地 域の活性化と魅力 の発信	<ul style="list-style-type: none"> • 文化を生かした地域の活性化(第25条) • 文化と観光等との連携(第26条) • 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成(第27条) • 三重の文化の魅力の発信と交流の推進(第28条)
------------------------------------	--

第3章 三重県文化審議会

三重県文化審議会 (第29～33条)	三重県文化審議会の設置(第29条)、所掌事項(第30条)、委員(第31条)、専門委員(第32条)、会長等(第33条)について規定
-----------------------	--

第1章 総則

目的(第1条)	県民一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会を実現することを目的として規定
---------	---

基本理念 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> • 文化活動を行う者の自主性の尊重(第1項) • 文化活動を行う者の創造性の尊重等(第2項) • 誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備(第3項) • 三重に対する誇りと愛着の醸成(第4項) • 三重の多様で特色ある文化の保護と発展(第5項) • 三重の文化の国内外への発信と交流(第6項) • 子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携(第7項) • 県民の意見の反映(第8項) • 観光、まちづくり、国際交流等の各分野における施策との有機的な連携(第9項)
---------------	---

県の責務 (第3条)	県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を有することを規定
---------------	---

県民の役割 (第4条) 文化団体等の役割 (第5条) 教育機関の役割 (第6条) 事業者の役割 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> • 県民は、文化についての関心と理解を深め、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定 • 文化団体等は、文化活動の充実を図り、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定 • 教育機関は、子どもたちをはじめ、県民の文化にふれ親しむ機会の創出に努めることを規定。また、高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定 • 事業者は、文化についての関心と理解を深め、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定
--	--